

輸出許可等に係る申請書及び添付書類の郵送による提出等について(お知らせ)

平成12年3月22日 貿易局安全保障貿易管理課

最終改正 平成19・02・23 貿局第2号

平成19年3月13日 貿易経済協力局

外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)第25条第1項第1号の規定に基づく役務取引許可及び同法第48条第1項の規定に基づく輸出許可に係る申請書及び添付書類(以下これらの書類を「許可申請書類」と総称する。)を郵送により提出する場合等の手続等について、下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。

記

1 対象となる許可申請書類

外国為替令(昭和55年政令第260号)別表の中欄に掲げる技術を提供することを目的とする取引及び輸出貿易管理令(昭和24年政令第378号)別表第1の中欄に掲げる貨物の輸出に係る申請に際して必要な許可申請書類とします。

2 郵送に際しての留意事項

- 可能な限り簡易書留により郵送してください。
- 郵送する際は、許可申請書類の他以下を必ず同封してください。(4(1)の場合を除く。)
 - 許可証返信用封筒(申請者の郵便番号、住所及び氏名(当該申請者が法人の場合にあっては、郵便番号、住所、法人名並びに担当者の所属部署名及び氏名)を記載し、許可証を簡易書留により郵送するために必要な額に相当する郵便切手が貼付されたものに限る。)
 - ①と同じ記載事項を記載した受領書返信用封筒(定形郵便物の封筒(長形3号(120mm×235mm)の大きさの封筒等)であって、金額80円分の郵便切手が貼付されたものに限る。)
 - 別紙様式1の送り状
- 許可申請書類のうち、契約書等は当該書類の写しを提出することとし、原本の提出は要しないこととします。ただし、別紙様式2の原本と相違ない旨を誓約した証明書を提出してください。

なお、輸入者等又は需要者等の誓約書については、平成6年3月25日付け「輸出許可・役務取引許可申請書に伴う添付書類等について(お知らせ)の2に基づき提出してください。

3 許可申請書類の取扱い

- 郵送により提出された許可申請書類に係る申請は、当該書類の送付先とされている担当部局に到達した後、申請書の記載事項に不備がないこと、申請に必要な書類が添付されていることその他申請の要件に適合した申請であることが確認された場合に受理されます。なお、受理した場合は、受領書返信用封筒により受領書を郵送します。
- 申請の受理に際して、又は審査の過程において、許可申請書類の補正、審査に必要な資料又は情報の追加提供を求めることがあります。この要求に応じて、追加資料等を郵送する場合においても、別紙様式1の送り状を提出するとともに、2(3)の書類に係るものにあつては、別紙様式2の証明書も併せて提出してください。
- 申請が(1)の要件を満たしていない場合は、許可申請書類一式を郵送等により返却する場合があります。また、申請が受理されていない場合であつて、(2)の要求から3週間を超えて応答がない場合は、原則として許可申請書類一式を郵送等により返却することとします。
- 審査が終了した後、許可証返信用封筒により許可証を郵送します。
- なお、必要に応じて2(3)の書類の原本の提出をお願いすることがあります。この場合、当該原本については、内容確認の後、申請者に返却します。

4 その他

- 許可証の郵送を希望せず、許可申請書類の送付先の窓口で許可証を受領したい方にあつては、2(2)①の許可証返信用封筒を同封していただく必要はありません。この場合、2(2)③の送り状に窓口で許可証を受領したい旨記載してください。3(1)により郵送される受領書と引き替えに許可証を発給します。
- 窓口審査を受ける場合であっても、2(2)①の許可証返信用封筒を担当審査官に提出することによって、郵送による許可証の発給を受けることができます。

5 注意事項

当省は、許可申請書類の郵送過程における紛失、毀

損等の事故については、一切責任を負いません。

6 許可申請書類の送付先

申請の内容に応じて以下に掲げる担当部署まで許可申請書類を送付してください。

(本 省)

〒100-8901 東京都千代田区霞が関1-3-1
経済産業省貿易経済協力局貿易管理部安全
保障貿易審査課

(北海道経済産業局)

〒060-0808 札幌市北区北八条西2-1-1
札幌第一合同庁舎
北海道経済産業局産業部国際課

(東北経済産業局)

〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1
仙台合同庁舎
東北経済産業局産業部産業振興課国際室

(関東経済産業局)

〒330-9715 埼玉県さいたま市中央区新都心1-1
さいたま新都心合同庁舎 1号館
関東経済産業局産業部国際課

(中部経済産業局)

〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2
中部経済産業局地域経済部国際課

(近畿経済産業局)

〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44
大阪合同庁舎第1号館
近畿経済産業局通商部通商課

(中国経済産業局)

〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30
広島合同庁舎 2号館
中国経済産業局産業部産業振興課

(四国経済産業局)

〒760-8512 高松市サンポート3-33
高松サンポート合同庁舎
四国経済産業局産業部産業振興課国際室

(九州経済産業局)

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1
福岡合同庁舎
九州経済産業局国際部国際課

(東京通商事務所)

〒113-0034 東京都文京区湯島4-6-15
湯島地方合同庁舎

東京通商事務所業務課

(横浜通商事務所)

〒231-0002 横浜市中区海岸通1-1
横浜第2港湾合同庁舎
横浜通商事務所輸出課

(神戸通商事務所)

〒651-6591 神戸市中央区浜辺通5-1-14
神戸商工貿易センタービル
神戸通商事務所総務課

(沖縄総合事務局)

〒900-8530 那覇市前島2-21-7
沖縄総合事務局
沖縄総合事務局経済産業部商務通商課

別紙様式 1

郵送による許可申請書類の送り状

経済産業大臣 殿

年 月 日

下記の許可申請書類を別添のとおり提出します。

申請者

記名押印

又は署名 _____

住 所 _____

1 申請の内容

(1) 輸出貿易管理令別表第 1 (外国為替令別表) の項番 :

(2) 仕向地 (提供地) :

(3) 買主名 (取引の相手方名) :

2 書類一覧 (提出書類を全て記入してください。)

3 連絡先 (法人名、部署名、担当者名、電話番号)

別紙様式 2

年 月 日

証 明 書

経済産業大臣 殿

申請者記名

押印又は署名

住 所

本申請に係る添付書類のうち、以下の書類の写しについては、当社が保有する原本と相違ないことを証明します。

書類名及び書類番号等